

# 機能訓練から養護・訓練への移行

—指導体制・指導内容を中心に—

丹野傑史

長野大学社会福祉学部

KEY WORDS : 肢体不自由教育史 機能訓練 養護・訓練

## I. はじめに

1971 (昭和 46) 年の学習指導要領改訂において、領域「養護・訓練」が創設された。従前の機能訓練が医学的訓練の意味合いが強かったのに対し、養護・訓練は、教育活動であることが明記されるなど、肢体不自由教育において非常に大きな転換点であった。本稿では、機能訓練から養護・訓練への移行過程について、指導体制、指導内容といった観点から明らかにすることを目的とした。

なお、指導体制については新潟県立養護学校が 1969 (昭和 44) 年度 (機能訓練) に行った調査、全国特殊学校長会が継続的に行っていた特殊学校実態調査を分析した。指導内容については、『学習指導要領趣旨徹底講習会養護学校 (肢体不自由教育) 説明資料』(1971 年, 以下徹底講習会資料)、1975 (昭和 50) 年に刊行された指導手引き書『養護・訓練指導事例集—肢体不自由教育編』(1975 年, 以下指導事例集) 及び関連資料の分析を行った。

## II. 機能訓練及び養護・訓練指導体制の変遷

1. 機能訓練：旧指導要領では、機能訓練の指導者について「特別な技能を有する教職員が、学校医の処方に基づき」(文部省, 1963) 実施することとされた。「特別な技能」についての資格要件等は示さなかったが、機能訓練師を配置する学校が多かった。新潟県立新潟養護学校の調査 (調査対象 75 校, 回答 65 校, 回収率 87 %) では、機能訓練の担当者は、実習助手 31 校、教諭 13 校、機能訓練師 (非常勤) 12 校、養護教諭 2 校、寮母 1 校、回答なし 6 校であり、教諭のみが機能訓練を担当していた学校は約 20 % であった (新潟県立新潟養護学校, 1970)。全国特殊学校実態調査 (昭和 45 年度) においても、78 校中 40 校 (51.3 %) に機能訓練師が配置されていた (全国特殊学校長会, 1970)。機能訓練師の配置が最も進んでいた自治体が東京都である。東京都は、独自予算で各学校に配置していた理療師 (マッサージ師, 非常勤職員) について、正規職員化運動に答える形で機能訓練師 (実習助手) を 1963 (昭和 38) 年度より予算化した (糸山 [1965] 6-9)。そのため、他の自治体よりも機能訓練師の整備が進んでいた。

2. 養護・訓練：養護・訓練創設後の 1972 (昭和 47) 年の調査においても、養護・訓練の指導者として「実習助手」あるいは「機能訓練師」を配置している学校が多数存在した (全国特殊学校長会, 1972)。また、1973 (昭和 48) 年に実施された『肢体不自由養護学校教員組織の調査』(実施者不明) では、調査対象 16 校中 13 校に養護・訓練の専任教諭が配置されていたが、うち 11 校では「機能訓練」(註：1971 年版指導要領で示されたものであり、旧指導要領とは内容が若干異なる、Ⅲ-1 参照) を担当しており、備考欄には「専門教員の中に実習助手を入れている学校がないか」と疑問点が示されており、機能訓練の指導体制からの移行がスムーズに行われていない可能性が示唆された。

## III. 養護・訓練の指導内容整備過程

1. 徹底講習会資料：1971 年版指導要領では、養護・訓練の内容のうち、「C 運動機能の向上」の 1 及び 2 を「機能訓練」、「C 運動機能の向上」の 2 及び 3 を「職能訓練」、「D 意思の伝達」を「言語訓練」として指導計画を作成するとした。徹底講習会資料によると、旧指導要領においてこの 3 つの内容のまとめりとして指導や研究が行われており、役割分担も概ねこの 3 つに基づいているからであった。

一方で、内容については、旧指導要領が具体的方法まで言及

しているのに対し、1971 年版指導要領では内容のみの記述となった。これについては、児童生徒の障害が多様化しているなかで、指導方法も応じて多様化しており、全てを記述することが不可能であるためであった。

2. 指導事例集：1973 (昭和 48) 年度に各編集委員が自校の実践を持ち寄り、養護・訓練の在り方について検討する過程において、従来の機能訓練では日常生活や教育活動全体の結びつけが弱かったことや、医療ではなく教育活動であることをどう示すか、子どもの見方をどうするのかといった点について議論がなされ、その点が各学校における養護・訓練の最大の課題であると明らかになったからである (文部省, 1973)。そのため、1974 (昭和 49) 年度の編集会議では、1973 (昭和 48) 年度の特設教育課程研究会で報告された各学校の事例も加えて、幅広い事例を元に現場の課題等を整理し、単に「指導テクニック」を取り上げるのではなく (文部省, 1974)、「養護・訓練に対する理解を深め、指導にあたって児童生徒を具体的にとらえるための原則を強調した」(大野 [1992] 152) 指導書となった。編集委員会において、養護・訓練の理念、考え方を明確にするために様々な議論が展開されるなど、当時この指導にあたって現場の苦悩 (あるいは旧機能訓練をそのまま継続する) があつたことが推察された。

## IV. 終わりに

徹底講習会資料においては、1971 年版学習指導要領において「動作」という語が用いられていることについて、「動作とは、身体運動のうち、ヒトの主体的、意図的努力によるものを言う。とすれば、肢体不自由改善の目標は、生徒が行動目的に応じて、自己の身体を意図的にコントロールできるようにさせることにある。そのためには、生徒が、自己の身体をどう動かしたらよいかを学習させることが必要である。」(文部省 [1971] 36) と示された。この考え方は、養護・訓練の指導法の 1 つとして幅広く受け入れられた「動作訓練」の考え方に近いものがある。すなわち、養護・訓練の創設当時より、「動作訓練」の考え方を採り入れる意図あるいは余地が文部相に会ったのではないかと。今後は、編集委員会の議事録をさらに分析するとともに、特に現場において「動作訓練」の意識が強かった関西圏の肢体不自由養護学校、旧来のいわゆる機能訓練が盛んに行われていた東京都立の肢体不自由養護学校において、養護・訓練の指導のあり方や「動作訓練」の扱い等について明らかにしていく。

## V. 文献

糸山康雄 (1965) 東京都立肢体不自由養護学校における機能訓練師のたぐい。日本教職員組合第 14 次教育研究全国集会報告書。文部省 (1963) 養護学校小学部学習指導要領 肢体不自由教育編。文部省 (1973/1974) 養護・訓練指導事例集—肢体不自由教育—編集会議録。文部省 (1971) 学習指導要領趣旨徹底講習会 養護学校 (肢体不自由教育) 説明資料。文部省 (1975) 養護・訓練指導事例集—肢体不自由教育編—。新潟県立新潟養護学校 (1970) 実習助手の全国調査集計について。大野清志 (1992) 養護・訓練指導事例集—肢体不自由教育編—。肢体不自由教育史料研究会 (編), 証言で綴る戦後肢体不自由教育。日本肢体不自由児協会。全国特殊学校長会 (1970/1972) 全国特殊学校実態調査。

## 付記

- 1) 本研究は JSPS 科研費 JP16K17467 の助成を受けて実施した。
- 2) 本研究を実施するにあたり、東京都立光明学園より資料提供を、集計・分析には長野大学社会福祉学部加藤忍さんのご協力を頂きました。感謝申し上げます。(TANNO Takahito)